

1. 助成対象研究の内容

難病法において規定されている難病(具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病)について準備的、予備的研究を含む疫学研究とする。

(注)他の組織的な研究助成の対象となっている「がん(小児がんを含む)」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は対象としない。

疫学枠にて対象とする研究内容の参考例

〇〇〇(疾病名)における

レジストリ構築やコホート研究、病態などの国際比較研究、診療の地域格差に関する研究、医療経済的研究、薬の副作用などのファーマコビジランス研究 など

特に、厚生労働科学研究(難治性疾患政策研究事業)において求められる疫学的研究成果に達しないが、準備的、予備的な研究ではあるものの、一定以上の成果が期待されるものとする。

なお、日本医療研究開発機構(AMED)の難病克服プロジェクトとの重複申請は避けること。

2. 助成対象者

現に難病の診療に携わっている国内の医師や研究者で平成29年6月30日現在、満40才に達していない者とする。ただし、出産や育児のため、これまでの期間に研究(キャリア)の中断期間がある女性の場合は、満45才未満まで可能とする。

3. 推薦者

- ① 厚生労働省における難治性疾患政策研究事業の研究代表者
- ② 日本医療研究開発機構における難治性疾患実用化研究事業の研究代表者
- ③ 総合大学及び医科大学の医学部長または附属病院長
- ④ 難治性疾患の研究や診療を行っている研究機関・医療機関の長

(注)・推薦件数は1推薦者につき1件とし、推薦者は、各研究事業における研究班や所属機関等の臨床教室において、連携及び協力が出来る体制を整えること。

- ・各研究事業の研究代表者が推薦する場合は、自らの所属する学部(講座・教室)以外の者とする。
- ・総合大学及び医科大学では、医学部長または附属病院長のいずれか1名しか推薦者となることが出来ない。
- ・医科大学において医学部を置いていない場合は学長と読み替える。
- ・当財団の理事、監事、評議員、企画委員、審査委員は推薦者となることが出来ない。

4. 助成金額及び研究期間

一人につき総額200万円とし、研究期間は最長2年間とする。

5. 応募方法

当財団ホームページの「医学研究奨励助成事業応募の手順」に従い、申請書(様式1~3)を作成し、申請者印及び推薦者印を捺印後、当財団事務局宛に郵送する。

6. 応募期間

平成29年6月1日(木) ～ 7月20日(木)

データ送信は7月20日(木)締切、郵送書類は7月25日(火)消印有効

7. 選考方法、採否の通知

当財団の審査委員会において慎重に審査し、企画委員会及び理事会に諮り決定する。

選考の結果は、平成29年11月上旬申請者等に通知する。

8. 留意事項

① 申請時の留意点

- ・ 申請は、1人1件とする。同一課題での一般枠、臨床枠との重複は出来ない。
- ・ 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づき、必要な手続きについて所属機関の倫理審査委員会等の承認を受けること。
- ・ 助成金の使途は研究に要する物品の購入費用及びその研究の実施に必要な費用であること。

② 交付を受けるにあたっての留意点

- ・ 助成金の経理事務処理は原則として所属の機関に委任する。
- ・ 所属機関で必要となる手続き(遵守すべき研究に関する指針等)に関する書類の写しを提出する。
- ・ 当財団の助成金は全額を研究費に充てていただく旨の趣旨に則り、所属機関へ支払う間接経費(オーバーヘッド)に関しては、出来るだけ所属機関で免除手続き等を行う。

③ 研究報告にあたっての留意点

- ・ 研究報告概要及び会計報告を助成金交付日の属する年度の翌々年度末日までに提出する。
- ・ 本研究に関して外部公表する際は「公益財団法人難病医学研究財団(英文の場合は“Japan Intractable Diseases(Nanbyo)Research Foundation)”」の助成による旨を明らかにすること。刊行物に掲載した場合はその写しを当財団に提出すること。
- ・ 当財団は助成金による研究報告について、当財団の刊行物に掲載またはその他の方法をもって公表することができる。

9. その他

- ①当財団は申請書に記載の個人情報を選考手続並びに選考結果の連絡及び公表などに必要な範囲で利用することができる。
- ②申請書は採否に関らず返却しない。

10. 書類送付先

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7

公益財団法人難病医学研究財団事務局(電話03-3257-9021 FAX03-3257-4788)